

都留市史

通史編

家臣団編 次に郡内領の支配主（郡代）としての小山田氏独自の家臣団の状況と郡内支配のための職制組織成と職制などの問題があるが、この点に関しては、従来あまり問題にされたことがなく不明な部分が多い。断片的ではあるが、関連史料によってこの点を少しみておきたい。

まず、家臣団については、一つには時期的な変遷もあり、かつ家臣団と規定する領内各層の範囲の限定性もあるが、時期的には天文初年以降の小山田自身（信茂）の武田氏被官化後に関するものが中心である。一概に被官関係といっても多様な結びつきがあるが、小山田氏より知行地や各種の給恩を宛行いまたは安堵され、それに相当する軍役を勤めていたものに限定されよう。最初に家臣団の規模であるが、前述した武田氏の最盛期であった元亀三

年（二五三）の「惣人数書上表」（古代・中世一八九）の記載が注目される。そこには譜代家老衆として「小山田弥三郎 二百五十騎」とあって、さらにその内覚の衆として、奥脇加賀守・小林尾張守・小山田禅正、上原能登守、小山田掃部（かみ）、加藤丹後守、安左衛門の名がみえており、これらは小山田衆の中の最上層部の家臣と位置づけられている。出典が『甲陽軍鑑』（品一七）であるため、この中に前述した上野原在住の武田氏被官であった加藤丹後守信景の名がみられるように問題点も多いが、一応の目安とはなる。これによると小山田氏家臣団の最上層部は一族と奥脇・小林氏など数人の寄親的小領主で構成されており、このうち一族と思われる小山田掃部（かみ）に関しては、天正元年（二五三）九月に同人が武田氏伝馬手形の奉者となっているのがみられる（古代・中世一九六）。当主が竜朱印状ほかを奉じたものはみられないが、その代りに一族が一定期間、出府して奏者を勤めたと思われる。

さらに奥脇加賀守房吉に関しては、永禄一〇年（二五七）八月に武田信玄が分国内諸將にその忠誠を誓わせるために提出させたいわゆる「武田諸士起請文」にも、「小山田被官」の一人としてその名がみえており、そこには同列として小林和泉守房実、河村治部左衛門尉房秀、牛田善右衛門尉真綱の名もみえている（古代・中世一四八）。他の史料では後述する小林和泉守の場合を除いて、他氏の詳しい動向はわからないが、この時期にはこの四名も小山田衆を代表する家臣であったことがはっきりしている。

やや年代は遡るが、前述した永正一七年（二五〇）の岩殿山円通寺へ奉納の棟札（同五七）には、当主小山田信有につづいて、平藤丸上の奉行、藤原道光下の奉行とあり、さらに源実次以下有姓の諸氏が一〇数人書き上げられている。この中に前出した奥秋・牛田氏らの名もみえており、彼らが小山田氏のもとでの伝統的な小領主層であったことを示している。ここでは、従来より問題にされている「奉行」の表現が注目されるが、上奉行の平藤

丸は小山田氏一族と思われ、下奉行の藤原道光は前出した小林尾張守である（『勝山記』天文四年条、『甲斐国志』は上下逆記している）。さらに領内の職制を予測させるものとして、「当郷代官長沼以秀」との記載もみえており、この段階では岩殿山円楽寺の所在した賑岡郷が小山田氏の直轄領とも推定され、直轄地に代官を置いて支配する方式は、武田氏の場合と全く同じである。

領内の職制については、『勝山記』にもそれに類するものがみられる。まず、永正六年（一五五九）と天文四年（一五五五）条には「下ノ検断殿」とあって、前出した小林道光が下の奉行であったことが確認される。さらに弘治二年（一五五八）から始まった松山の小林和泉守と下吉田衆との宮川の川除をめぐる争いに際しては、小林尾張守貞親が奉行人として両者の仲介をしている記事がみられる。この小林尾張守家に関しては、河口湖町船津に尾張守屋敷跡と伝える場所があって、『甲斐国志』（人物部六）では、『勝山記』にみえる小林刑部左衛門と同人とし、小林一兵衛をその男というが、同族で分家した松山の和泉守家との混乱がみられる。さらに若干遡って、文明七年（一四五五）に富士御室浅間神社に神田を寄進した小林入道正喜は、この尾張守家のものと思われ、早くから河口湖周辺の地侍としてこの地域の小領主であったことが知られる。『勝山記』でも永正一四年（一五三七）頃から、北条・今川勢の郡内進入に対抗する際の郡内勢の先頭に立って活躍する記事が数か所みられる。同じ小林氏であるが、永正一三年（一五五六）条から断続的に宮内丞の名もみられ、前述した永正一八年（一五五三）の武田信虎の郡内巡見の際の宿所や、天文九年（一五五〇）五月の武田信虎・晴信父子による佐久郡攻めの際には、小林宮内丞殿が小山田氏の代理として一城を預っており、同一三年（一五五〇）一二月には、使者として小田原城の北条氏康のもとにも赴いている。これらを総合すると、小林氏の系図が知られていないので断定的なことはいえないが、尾張守と宮内丞は同じ船津の小林氏と思われ、父子ないし同一人と判断される。

同じ小林一族には、先の武田信玄に提出した起請文にみえる和泉守を称する家もあり、大永三年（一五二三）には「大原代官」と称されており、松山（富士吉田市）に屋敷があったところから松山殿ともいわれ、刑部左衛門・一兵衛もこの和泉守家であり、前述した宮川の川除をめぐる下吉田衆との抗争の当事者であった。『勝山記』には、この他にも小林姓のものが多くみられ、個々について系図上の位置づけはできないが、小林氏一族が河口湖周辺で絶大な勢力を持っていたことを示している。

他に『勝山記』で「殿」の表記のある氏族を列記すると、河口・山中・大石・倉見の新九郎・境の弾正・小沢式部・渡辺庄左衛門・渡辺出雲などの名がみられ、このうち倉見新九郎と境の小山田弾正については『甲斐国志』（人物部）では同一人とし、境（西桂町）の天神社にあった天正二年（一五七四）の棟札に「倉見境ノ主平朝臣有誠」とあって、小山田一族であり、前述した『甲陽軍鑑』でいう小山田弾正のことであり、現在も同地に弾正屋敷跡が残っている。しかし別人との説もあってさらに検討が必要である。他氏については、はっきりと小山田氏との関係を示す徴証はないものの、それぞれ大字を姓としているものが目立つように、その地域を代表する小領主（地侍）であって、小山田被官とみてよいもの達と思われる。

小山田氏家臣団の実態はつかみにくい、以上のような小領主層以外にも小山田氏と被官関係があつて家臣と位置づけられるものも多かったと思われる。史料的にはそのうちの一部のものしか明らかでないが、例えば、永禄一三年（一五七〇）四月に小山田信茂によって渡辺又五郎の跡地を宛行われた新倉郷（富士吉田市）の萱沼大炊左衛門尉（古代・中世一六九）や、元亀四年（一五七三）七月に大原（足和田村）の孫右衛門尉跡地を安堵された竹寿（三浦氏）のように（同一九二）、小山田氏から田畑・屋敷を安堵されたり、恩地を宛行われて、その代りに軍役を勤めていたものもいる。彼らの在地での経営状況までは判然としないが、名田・屋敷地ほかの保有が確認でき

るから村落内の上層農民であり、前述した小領主層につぐ村落内指導層と思われる。

同じように、小山田氏から知行の宛行や安堵を受けたり、諸役免除を受けている例は、富士浅間神社の御師町として発展していた上吉田・河口の御師衆宛のものにも多くみられ、例えば永禄十一年（一五六）一〇月の河口御師中村与十郎宛の小山田信茂判物（古代・中世一五六）にみられるように、「其方親が相抱え候屋敷・坊中・名田など」を安堵し、その代りに奉公（軍役）を義務付けている。この場合も先の村落内上層農民と同じように小山田氏によって名田ほかが安堵されており、家臣団とみてよいであろう。しかし単に諸役免許状のみを付与されたものは、後述するように商人・職人にも多く、同じ御師衆であっても知行宛行に軍役関係のないものは家臣とはいえないであろう。この点で興味深いのは、「勝山記」の弘治二年（一五三）条であり、この年小林尾張守貞親が田に井戸を掘り、それを小山田弥三郎の被官が探題として検分した。下吉田の地下衆は意見が分れ、これに反対する二〇人が小山田氏の家人を頼って谷村に赴き訴えたが、取り上げられないので甲府の武田氏に訴え、ようやく二十人衆の主張が認められ、小林氏の被官は屋敷払いとなった。同時に二十人衆の寄子も放逐され小山田氏の馬廻りになったという。地下衆は下吉田の上層農民と思われ、これは小領主と村方との用水争論であるが、武田氏の喧嘩両成敗の裁定によって、下吉田衆の寄子が小山田氏の足輕に組み入れられた点が特異である。小林氏の被官やこうした地下階層までを小山田氏家臣団とみることはできないが、郷村内や町宿での小山田氏被官を確定させることは困難な作業といわざるをえない。